第 146 回伊達市災害対策本部会議

平成 25 年 3 月 26 日（火）
10：00～11：15
保原庁舎 2 階応接室

1　放射能対策関係

⑴生活圏除染業務の進捗について

2　その他

⑴除染推進センターだより（第 20 号）の発行について

⑵農業情報誌「耕」（第 12 号）の発行について

⑶災害対策号（第 77 号）の発行について

第146回本部会議の概要について

1　実施日時等

平成25年3月26日（火）　10：00～11：15

2　内容

1　放射能対策関係

（1）生活圏除染業務の進捗について

市民生活部放射能対策課長が資料により説明した。

3月16日現在における進捗状況である。

Aエリアでは、除染済戸数が1,574戸、対象戸数2,555戸に占める進捗率は、61.6%に達した。また、全ての工区において仮置場の必要面積を確保した。なお、当初、平成25年3月15日までであった除染作業の工期は、議会の議決により、平成25年6月28日まで延長した。

Bエリアでは、計13地区について発注を終えている。霊山町山野川、月舘町糠田では新たに除染作業に着手した。保原町八幡台・村岡地域では、仮置場が確保できたため、3月末の入札により業務を進める予定である。

Cエリアでは、梁川町白根、五十沢、東大枝地区で二次モニタリング及び除染作業を実施した。

その他詳細な数値は、添付資料に掲載のとおりである。

（除染推進センター長）

梁川町白根、五十沢及び東大枝地区で実施したCエリア除染作業の実証実験では、対象世帯64世帯中、ホットスポットがあった53世帯の除染を行った。スポット数にして90箇所である。除去した汚染土の量は、土のう袋で157袋、「除染太助」で11本である。

敷地内の平均線量は、約2.0μSv/h。ホットスポット90箇所の内訳は、95%が雨樋下、その他5%は側溝、軒下、犬走等であった。

Cエリアでは、今後、雨樋下を中心に調査を行い、効率的に取り組んでいくものと考えている。

（市長）

Bエリアについて、まだ発注されていない地区の進捗はどうなのか。

（放射能対策課長）

霊山町石田地区は、まもなく契約締結が完了する。月舘町御代田（3工区）、布川（2工区）及び下手渡地区は、現在、協議・検討を行っているところ。霊山町山戸田（2工区）地区は、2つの町内会で構成されており、地区内に仮置場の候補はないものの、他地区の仮置場で受け入れられる見込みである。

（市長）

資料に進捗がわかる記載をお願いしたい。また、本資料と災害対策号及び除染推進センターだよりのCエリアに係る記載は、一致するよう再確認すること。

Cエリアに係る除染の見通しはどうなのか。また、ホットスポット除染の目安となる線量はどう考えているか。

（除染推進センター長）

平成 25 年度は、C エリアに係る除染推進センターの体制を 2 班体制として、さらに業者に委託して取り組む体制により、センターと業者で並行して除染を進めていきたいと考えている。現時点で、入札事務手続きの都合等、業者委託による除染業務を 4 月から行うことは困難であると思われるが、一次モニタリングの調査票のとりまとめは、概ね 4 月中で完了する見込み。

また、ホットスポット除染の目安は、まだ明確に決まっていない。多田氏がおっしゃるには、「地表面 50 ㎠程度の広さで 10μSv/h 程度の放射線量でなければ 1m 高の空間線量には寄与しない」との話。ホットスポット除染の説明会では、10μSv/h の 1/3、約 3μSv/h で行いたいと考えている旨話している。

（市長）

関係規則の制約等あるかと思われるが、災害対策の事務であり、急ぐ対策であることも踏まえて、平成 25 年 4 月中も目途に取り組んでもらいたいものである。

（財務部長）

規則の許す限り、実際の除染業務の執行に速やかに取り組めるよう、相互に調整を図っていきたい。

2　その他

（1）除染推進センターだより（第 20 号）の発行について

放射能対策課長が資料により説明した。

梁川町白根、東大枝及び五十沢の 3 地区における除染モデル作業について主な記事として取り上げた。裏面は、C エリアにおける一次及び二次モニタリングの進捗状況である。詳細な記事については、添付資料のとおり。

（市長）

多田氏がおっしゃったホットスポットに係る話等をまとめて、災害対策号等に掲載したいと考えている。基本的な考え方や手順を示したマニュアルを作成しておくことが必要である。

（2）農業情報市「耕」（第 12 号）の発行について

産業部次長が資料により説明した。

東日本大震災以降、イノシシによる被害が増加していることを踏まえ、農作物の被害防止と予防を呼びかける内容を主な記事として掲載した。

その他の記事は、紙面に掲載のとおり。

（市長）

放射能対策に限らず、農業関係の情報は必要とされているし、喜ばれている。今後も農業情報紙として発行を続けることも必要だと考えている。

自家消費用農産物モニタリング調査会場変更のお知らせは、会場の統廃合を行うことを明確に記載するほうが良い。

（伊達地方衛生処理組合事務局長）

今農業情報紙に、「稲わら等の焼却について」がお知らせされている。稲わらは放射性物質が高いことで知られている。先日、環境省による説明があった。その概要は、「稲わら、牧草、堆肥等の焼却は、全額を国で負担するため、既存の焼却施設で焼却してほしい」との話である。衛生処理組合としては、実際に野焼きが行われていることを把握しているし、国により費用が負担されるのであれば、稲わら等を受け入れ、焼却する方針を管理者会議等に諮る考えでいる。国によれば、剪定枝は対象にならないということであったが、その点については、強く要望していきたい。

このような国からの話があったことも踏まえ、今回の農業情報誌における内容を見ると「伊達市では稲わらを焼却しても構わない」と捉えられかねないものであるから、周知にあたっては、平成 24 年以降のものに限る等、注意書きを加えた上で周知していただきたいと考えている。

（市長）

紛らわしさや誤解がないよう修正し、掲載すること。

また、産業部では、早々にも農地除染の方針を固めてもらいたい。放射能があっても安全な作物ができれば問題はないのであるから、例えば、農地は除染を行わない、又はモニタリングを行って高線量の場合は、反転耕を行う等、当市の農業全体に係る方針を作成願いたい。

(3) 災害対策号（第 77 号）の発行について

秘書広報課広報広聴係長が資料により説明した。

（市長）

今号では、「今後の除染対策について」と題し、記事を掲載した。我々は、除染は線量を下げるために、つまり、市民の外部被ばくを低減するために行っているものである。したがって、これまでも言ってきたように、除染そのものは目的ではなく、健康管理が目的である。市民の健康を管理するために除染を行っている。

一方、放射線量の低い地域における除染の効果は、高い地域のそれに比べて低いことがわかっており、今後、効果的かつ効率的に現実的な対策を講ずることにより、市民の健康管理を行っていくことが必要であるということ。さらに、心理的なことも含めた健康管理対策を行っていくことに注力していかなければならない。放射能があっても安心して生活することができる伊達市をつくっていく。

（市民生活部長）

災害対策本部会議の定期的な開催は、今月をもって終了したいと考えている。

（市長）

災害対策本部を解消することは、まだ現時点においてもできるものではないが、今後は、放射能対策と健康管理対策が主となる。新年度からも、これまでと同様に継続して、放射能対策を行っていくことに変わりはない。

しかしながら、この先ずっと、いつまでも、非常事態の風潮ではいられない。今後、平常業務の一部分として、放射能対策と健康管理対策を行っていくということ。

したがって、今年度をもって、定期的な災害対策本部会議の開催は終了する。
25 年度は、必要に応じて、放射能対策政策監より会議を招集、進行していただきたい。

平成 23 年 3 月 11 日の発災以降、146 回にわたり会議を行い、福島県、警察署、消防本部、消防団、社会福祉協議会等、数多くの関係機関等の方に協力をいただき現在に至る。職員も含め、関係された皆様方には、厚く感謝申し上げる。
年度末で人事異動もあり、25 年度は、心機一転、新たな顔ぶれで、継続して抱える問題に取り組んでいかなければならない。放射能対策と健康管理対策について、なお強化していく考えであるから、職員各位においては、さらに尽力されるようお願いしたい。

（文責：石川　智史）